

税

パート収入と税金

パート収入は、通常、給与所得となり得ます。給与所得は、年収から給与所得控除額（最低65万円）を差引いて求めます。

配偶者特別控除の改正について

平成16年分より、配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者（合計所得金額が38万円以下の配偶者）に該当する場合に適用される部分（配偶者控除と重複して控除される部分）が廃止されました。

つまり、夫に所得があり、妻がパートで働く場合を例に考えてみますと、妻のパート収入が103万円（月平均約8万5千円）までなら配偶者控除が受けられ、パート収入が103万円を超えて141万円未満であれば配偶者特別控除を受けることができます。ただし、配偶者特別控除は夫の合計所得が1,000万円を超える場合は受けることができません。

住民税（町県民税）均等割の改正について

平成17年度住民税より、均

等割の納税義務を有する夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する均等割の非課税措置が廃止され、平成17年度分は2分の1の額で課税されます。つまり、夫が住民税均等割の納税義務者であり、妻のパート収入が93万円を超える場合、妻には均等割額の2分の1の額（2,000円）の均等割がかかります。

配偶者のパート年収	配偶者控除	配偶者特別控除	妻の住民税均等割
93万円以下	受けられる※1	受けられない※平成16年分より廃止	非課税
93万円超103万円以下			課税
103万円超141万円以下		受けられる※2	
141万円以上	受けられない	受けられない	

※1 配偶者控除額は、所得税38万円、住民税33万円です。
 ※2 配偶者特別控除額は、所得税最高38万円、住民税最高33万円、配偶者の合計所得金額により調整されます。

問い合わせ

住民税について

役場税務課町民税係

☎985-4110

所得税について

松山税務署

☎941-9121

税務相談室

☎946-4589

年末調整は重要な手続です

年末調整とは？

年末調整とは、その年最後の給料やボーナスが支払われるときに、それまでに給与などから源泉徴収された所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

この年末調整は、勤務先で給与所得者ごとに行われます。給与所得以外に他に所得のない大部分の給与所得者にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続です。

年末調整の対象となる方

年末調整は、原則として勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方で主に次に該当する方が対象となります。

○ 1年を通じて勤務している方

○ 年の途中で就職し、年末まで勤務している方

○ 年の途中で死亡により退職した方

年末調整の対象とならない方

年末調整は、主に次に該当する方は対象となりません。

このような方は、自分で確定申告をして税額を精算することになります。

○ 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える方

○ 2か所以上から給与を受けている方で、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している方

○ 年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方

年末調整に必要なもの

年末調整で各種の控除額の精算を行うには、次の各種申告書等を勤務先に提出する必要があります。

○ 給与所得者の扶養控除等申告書

この申告書は、扶養親族などがいない場合にも提出してください。

○ 給与所得者の配偶者特別控除申告書

この申告書は、本人が生計を一にする配偶者（所得金額が一定の範囲の配偶者に限ります。）を有する場合に提出してください。

○ 給与所得者の保険料控除申告書

この申告書は、国民健康保険や国民年金の保険料などの社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、損害保険料を本人が支払った場合に提出してください。

○ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
 この申告書は、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」等を添付して提出してください。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

松山税務署

☎941-9121

11月の納税

国民健康保険税 第5期

口座振替日は
 銀行・信金…11月25日(木)
 農協・郵便局…11月29日(月)

※納税は便利な口座振替で
 ～税金を納めて作ろう夢の町～